

平成16年第6回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成16年12月6日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第81号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第7 議案第82号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例について
- 日程第8 議案第83号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議について
- 日程第9 議案第84号 西濃環境整備組合規約の変更について
- 日程第10 議案第85号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村）
- 日程第11 議案第86号 証明書の交付等の事務委託に関する協議について
- 日程第12 議案第87号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村）
- 日程第13 議案第88号 根尾東辺地に係る総合整備計画について
- 日程第14 議案第89号 根尾西辺地に係る総合整備計画について
- 日程第15 議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第91号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第92号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第93号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第21 認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第22 認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第23 認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第24 認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
- 日程第25 認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（４８名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鷓飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	白井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新谷哲也	総務部長	溝口義弘
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	土川隆
健康福祉部長	中村節	産業建設部長	服部次男

上下水道部長	林	賢一	教育委員会	
根尾			事務局長	堀部秀夫
総合支庁長	島田	克広	代表監査委員	三田村晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田	義隆	議会書記	今村光男
議会書記	杉山	昭彦		

開会の宣告

議長（白木 健君）

ただいまから平成16年第6回本巣市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は48名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号47番 川村高司君と48番 三島智恵子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（白木 健君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から12月22日までの17日間とし、12月7日、8日と、12月11日、12日及び12月14日から12月21日までを休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から12月22日までの17日間とし、12月7日、8日と、12月11日、12日及び12月14日から12月21日までを休会と決定しました。

日程第3 諸般の報告について

議長（白木 健君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告をいたします。

報告いたします。

第5回定例会にて採択された国への意見書、地方分権推進のための国庫補助負担金改革案の実現を求める意見書、郵政事業4分社化に関する意見書、食品安全行政の充実を求める意見書、温暖化対策税の創設に関する意見書は、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に10月5日に送付いたしました。

温暖化対策税の創設に関する意見書は、岩井岐阜県議会議長、梶原知事に、不適正な廃棄物の処理の規制強化を求める意見書は、10月4日に議長と環境福祉常任委員長で岩井岐阜県議会議長、木

股厚生環境常任委員長、梶原知事及び猿渡環境局長へ届けたことを報告いたします。

平成16年第2回岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会定例会が、平成16年10月27日、岐阜市役所で会期1日間で開かれたので、報告をいたします。

案件は、議長選挙と平成15年度一般会計歳入歳出決算認定の2件で、議長には岐阜市の小林ひろし氏を選出し、平成15年度一般会計歳入歳出決算認定については、歳入総額1億142万2,000円、歳出総額9,531万4,000円、差し引き610万8,000円であり、原案のとおり認定をいたしました。本市の措置児童数は1人でありました。

平成16年第3回本巣消防事務組合議会定例会が、16年11月5日に本巣消防事務組合本部で会期1日間で開かれましたので、報告をいたします。

案件は、副議長選挙と管理者提出の3件で、副議長には北方町の井野勝巳氏を選出し、監査委員には不肖私が選任を受けました。

専決処分の承認を求めるについては、本巣消防事務組合職員の給与に関する条例の一部改正する条例は、寒冷地手当を2年間の経過措置後廃止することと、本年から一括支給であったものを11月から翌年3月までの毎月支給とする改正と、岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部改正をする規約は不破准看護学校組合ほか二つの組合の脱退に伴う改正で、いずれも原案どおり承認されました。

議会終了後、全員協議会が開かれ、中消防署訓練場用地買収に関する経過説明を受け、1,453平方メートルを買収することを了承いたしました。

平成16年第2回西濃環境整備組合議会定例会が、平成16年11月16日、西濃環境整備組合で会期1日間で開かれましたので、御報告をいたします。

案件は、議長及び副議長選挙と管理者提出3件で、議長に大垣市の野村弘氏、副議長に大垣市の岩井哲二氏を選出し、平成15年度一般会計歳入歳出決算の認定については、歳入総額49億6,329万5,788円、歳出総額48億3,030万5,561円で、主なものはガス化高温溶融炉建設に係るもので、差し引き1億3,290万227円となり、そのうち基金繰入額は3,000万円です。

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約で、3月17日と9月13日に廃置分合等で入脱退するものを専決処分したものの承認を求めるもので、すべて全会一致で承認されました。以上でございます。

次に、もとす広域連合議会の報告を林和治君より報告を願います。

林君。

32番(林和治君)

平成16年第4回もとす広域連合議会定例会が、平成16年10月26日から29日までの4日間の会期で開かれたので、報告をいたします。

提出案件は、専決処分の承認1件、条例制定3件、条例の一部改正3件、平成15年度決算認定が5件、平成16年度補正予算1件の13件の審議・審査を行いました。

議案第1号 専決処分の承認、岐阜県市町村職員退職手当組合の組織及び規約の変更協議につい

ては、三つの一部事務組合の脱退に伴うものであり、議案第2号 もとす広域連合情報公開条例の制定については、住民の知る権利を尊重し、公文書の公開を求める住民の権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第3号 もとす広域連合個人情報保護条例の制定については、個人情報の適正な取り扱いの確保に関する基本的な事項を定めるとともに、個人の権利利益を保護するために制定するものです。

議案第4号 もとす広域連合行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の制定については、電柱、電話柱、引き込み線、缶飲料の自動販売機等に対し、新たに使用料を徴収するために制定するものです。

議案第5号 もとす広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、法律名の変更に伴い、関係条文の整理するための改正であります。

議案第6号 もとす広域連合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、人事院勧告の趣旨に沿って寒冷地手当を削除し、経過措置として平成18年3月までは一括支給していたものを毎年11月から翌年3月まで毎月支給に改正するものであります。

議案第7号 もとす広域連合療育医療施設幼児療育センター条例の一部を改正する条例については、障害児通園施設に通園する措置児が幼児療育センターでの療育をあわせて受けた場合、週2回を限度に県及び市町から補助があるため、関係部分を規定する改正であります。

平成15年度一般会計ほか四つの特別会計歳入歳出決算の認定については、一般会計歳入総額1億6,520万5,000円、歳出総額1億5,989万3,000円、差引額531万2,000円で、介護保険ほか三つの特別会計の歳入総額45億5,012万7,000円、歳出総額43億3,790万8,000円、差引額2億1,221万8,000円の決算額で、会計別の決算額表をお手元に配付しましたのでごらんください。

議案第13号 介護保険特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ1億8,993万8,000円を追加するもので、主に居宅介護サービス給付費の増による補正内容です。

以上13議案、すべて原案のとおりそれぞれ可決・認定しました。

これでもとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、特別委員会からの報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長の三島智恵子君より報告をお願いします。

三島君。

48番（三島智恵子君）

議会だより編集特別委員会より御報告をいたします。

皆さんのところへお届けをいたしました議会だより4号について、9月30日、10月6日、10月13日、10月18日の4回、編集委員会を開き、内容を検討いたしました。

今回は20ページのオールカラー印刷となりました。中身は皆さんでお目を通していただきたいと思います。表紙につきましては、今まで旧2町村ごとに1回分の表紙をつくっておりましたが、

一巡をいたしましたので、4号からは旧各町村ごと一つの町村の特徴ある情景を表紙に使うということに決めまして、4号については根尾地域に関係のある写真を掲載いたしました。次の号は本巣地域の予定でございます。5号については2月1日の発行予定でございますが、きょう一般質問等をしていただく方、また原稿の方をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（白木 健君）

次に、森林開発特別委員会委員長の宮川久夫君より報告をお願いいたします。

宮川君。

34番（宮川久夫君）

森林開発特別委員長報告をさせていただきます。

10月14日及び11月16日の2日間とも午前9時から、本庁舎第1委員会にて森林開発特別委員会を開催しました。委員会には、委員全員及び議長と、説明のため内藤市長、高木助役、服部産業建設部長ほか関係職員の出席を求め、10月14日は根尾地域、11月16日は本巣地域を重点に現地視察を行いました。

10月14日は、台風6号及び台風16号による林道擁壁崩壊、のり面崩落の災害被災状況3カ所と、林道能郷谷線、大井・能郷線、大規模林道の開設事業状況、水鳥・横倉線の状況等を視察しました。

11月16日は、供用されている林道松尾・名古屋洞線、開設中の猪ノ谷線は、計画延長2,400メートルで、平成18年度には山県市伊自良から本市根尾へ抜ける林道伊自良・根尾線に接続されます。ふるさと林道宮谷・金坂線は、平成6年度に着工し、15年度末で延長5,639メートルが完成し、本年度324メートルを県代行で施行中です。

主要な林道すべて視察を終え、今後舗装については生活上、または用水等取り入れ口の維持管理に必要な林道から優先順位をつけ、計画的に進めてほしい旨、要望しました。

以上、森林開発特別委員会から報告します。以上です。

議長（白木 健君）

次に、国道県道整備促進特別委員会委員長 川口金二郎君より報告をお願いいたします。

川口君。

22番（川口金二郎君）

国道県道整備促進特別委員会から報告をいたします。

10月18日午前9時から、本庁舎第1委員会室にて国道県道整備促進特別委員会を開催いたしましたので、報告します。委員会には、委員10名及び議長と、説明のため内藤市長、服部産業建設部長ほか関係職員、岐阜建設事務所から堀場道路建設課長、後藤道路維持課長、尾関都市整備課長、河村用地課長の出席を求め、国道・県道の7カ所の視察を行い、事業進捗状況の説明を受けました。

1番目といたしまして、長良・糸貫線は、県単街路事業として延長200メートルを幅員25メートルの都市計画に決定されているが、当面片側1車線、幅員15メートルで交差点改良を行う。

2番目に、北方・真正・大野線は、交差点の用地買収ができれば交差点改良工事を実施するが、不可能の場合、一時中止するが、できれば北進の右折ラインだけでも行いたいとのこと。

3番目としまして、岐阜・関ヶ原線は、延長2,300メートルを改良し、平成17年度までに根尾川大橋まで完了し、平成18年度から四、五年かけて橋梁をかけ、樽見鉄道は平面交差で検討しているとのこと。

4番目に、岐阜・大野線は、大野橋東詰めの交差点の南側は暫定歩道として供用しているが、北側へ車道の幅員を来年3月までに完成させたい。

5番目といたしまして、国道157号、日当・平野バイパスの金原・日当間の橋梁及び取りつけ道路は、来年3月中旬には完成するよう進めており、トンネル工事は左側の中部電力送水管補強工事が済み次第、17年、18年度ごろには着工し、4年間ぐらいで完成を目指したい。

6番目といたしまして、同じ国道157の門脇バイパスは、延長1,400メートルのうち未買収用地があるが、幅員12メートルでうすずみ温泉入り口までとりあえず完成するよう進めている。

7番目といたしまして、国道418号は奥谷地内を平成17年度より着工する。

以上、現地視察を終え、委員会を再開し、関・本巣線の改良が一向に進まないのは、工区設定の中に用地買収が困難箇所が1カ所あるため休止状態となっており、金坂峠の急な坂とカーブの改良は、今の工区整備が改良しないと新しい工区設定ができないためであるが、冬季の通行に危険のないよう可能な限りガードレールを設置したいということでございます。

なお、県道改良につきましても、3年前に比べ御承知の予算が半分となっておりますが、すべてを休工しないよう配慮しているとの説明でありました。

以上、国道県道整備促進特別委員会からの報告を終わります。

議長（白木 健君）

次に、教育施設建設特別委員会委員長の園部隆雄君より報告をお願いいたします。

園部君。

25番（園部隆雄君）

教育施設建設特別委員会からの御報告を申し上げます。

去る10月29日午前9時から、本巣市役所本庁舎第1委員会室において教育施設建設特別委員会を開催いたしました。委員会には、委員10名全員と説明のため高木助役、高橋教育長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、弾正小学校増築工事、一色小学校改築工事、本巣中学校改築工事の建築状況について説明を受け、現地視察を行いました。

弾正小学校増築工事は、鉄筋コンクリートづくり3階建て、延べ床面積559平方メートル、工期は3月29日から本年12月20日までで、視察時は内部天井ボードの張りつけをしており、10月28日現在の進捗率は76.7%となっていて、進捗率は予定より進んでいるということでした。

一色小学校改築工事は、鉄筋コンクリートづくり2階建て、延べ床面積1,789平方メートル、工期は弾正小学校と同じで、視察時は2階図書室などの床コンクリート打設をしており、10月28日現在の進捗率は74.15%となっていて、進捗率は予定より進んでいるということでした。

2 小学校の工事は、12月20日に竣工であります。

本業中学校改築工事は、平成16年8月3日着工から2年継続事業として平成18年3月28日完成の工事であります。視察時は屋内運動場の基礎コンクリート打設をしており、10月28日現在の進捗率は6%でした。

以上、教育施設建設特別委員会からの報告を終わります。

議長（白木 健君）

次に、文化観光開発特別委員会委員長の高木俊一君より報告をお願いいたします。

高木君。

15番（高木俊一君）

11月25日に実施いたしました文化観光開発特別委員会の研修視察について御報告させていただきます。

当日9時より約20分間、第1委員会室に内藤市長、高木助役の出席をいただき、担当部長より研修行程の御説明をいただき、午後3時に帰庁してまいりました。

当日、研修視察においては、委員8名と戸部副議長の9名の出席と、事務局では服部産業建設部長、堀部教育委員会事務局長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席をいただき、文化観光施設の視察を行いました。

観光施設につきましては2カ所、NEOキャンピングパークと、本業の道の駅「織部の里・もとす」の2カ所、文化教育施設につきましては、民俗資料館と図書館、真正・糸貫・本業の3カ所、NEOさわやかセンターにおいては、3月の委員会で一応見学しましたので今回は外しました。それと、体育施設のNEOさわやかセンター「たかお」の合計9カ所を、それぞれの施設につきまして、市民の利用見学状況、日ごろの施設の運営管理状況を主眼として視察してまいりました。

視察を終えまして帰庁後、委員より3点の提言・御意見がございましたので、事務局の方に一応御連絡申し上げました。その1点につきましては、旧根尾地区におきましては観光協会があったんですが、新市においても観光協会の設立を望むという御意見。平成15年の事業報告にございます文化協会設立準備会を開催されて、協議・調整を図ってみえるという事業報告が後ほどあると思いますけど、それとあわせて御一考願いたいという御要望。

民俗資料館について、4カ所それぞれ分散しているんですけど、これは統合すべきじゃないかという御意見。

3点目につきましては、真正と糸貫民俗資料館においては管理者が常駐していないんですね。そのため常時締め切った状態ということで、市民がいつでも見学できるようにできないかと。難点として、教育委員会がこの二つの施設とも離れているということで、これも要望です、真正民俗資料館におきましては、北側にもとす広域連合がございますね。そこに管理、かぎを委託したらどうかと。糸貫民俗資料館においては、糸貫小規模授産所「杉の子園」が隣にあります。これを真正と同じように業務を委託してはどうかという3点の御意見がございました。すべてこれは事務局に御意見・御提言を申し上げた次第でございます。

以上をもちまして委員会の報告とさせていただきます。

議長（白木 健君）

それでは、市長より行政報告をお願いいたします。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

先ほどは今議会の会期の決定を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

初めに、産業廃棄物不法投棄の件でございますが、これはある解体業者が池田町から撤去した産業廃棄物を瑞穂市のほか本市本巣地域の法林寺に持ち込もうとする動きがございました。地域自治会の素早い立ち上がりや行政諸機関の迅速な連携と対応により阻止することができました。議員の皆様におかれましても格別の御活躍を賜りました。ありがたかったわけでございます。この件を教訓にいたしまして、本年11月29日に、県に対しまして廃棄物の適切処理に関する規制強化を求める要望書を市長名で申し入れたところでございます。

また、岐阜市椿洞の廃棄物関連業者「善商」による産廃不法投棄事件に関連しまして、先月のマスコミの報道にありましたとおり、撤去する産廃のうち、チップ化した木くずを本市にあります住友大阪セメント岐阜工場で焼却処理することになりました。この話は、事前に岐阜市長から本市に連絡がなく進められたものでございまして、大変遺憾なことであると、このようにとらえまして、同市長にその旨を強く申し入れました。同市長は遺憾の意を表明されまして、以後十分留意してまいる旨の姿勢を示されております。

次に、工場跡地の活用についてでございます。

初めに、都築紡績工場跡地でございます。都築紡績株式会社が、工場閉鎖前に旧糸貫町へ大変長い間お世話になりましたので、閉鎖後の工場敷地活用については、旧糸貫町の土地利用計画にあわせた中で活用ができるよう協力をさせていただきたいという話がございました。旧糸貫町としましては、その後、議会に諮りまして協議をし、工場敷地の一部につきまして公共用施設用地として確保することとしまして、取得に向けて協議を進めてまいりました。残地につきましては、工場跡地でもありますので、できる限り工場への譲渡をお願いしてまいったところでございます。

昨年の11月26日に、都築紡績株式会社が会社更正法の申請をされまして、その後、都築紡績所有のすべての遊休地については更正管財人によりまして整理が進められることとなってまいりました。

ことしの6月にUFJ信託銀行から、都築紡績跡地については、主な債権者であるUFJ銀行と管財人との間におきまして、一括処理の方式からこの都築紡績の跡地を引き離して単独処分することが合意されてまいりました。UFJ信託銀行から跡地の処理について、そのように信託が委託を受けたという話で、今その対応をしているということで、私どもの方に話があったわけでございます。

本市におきましては、そうした動向を議会全員協議会に諮りまして説明いたし、市有地の確保に

つきましては執行部一任の御同意をいただいております。その後、市としましては2万坪の用地確保と残地に係る土地の活用について、UFJ信託銀行と話を進めてまいりました。

UFJ信託銀行としては、7月末日までに価格提示方式、いわば入札のような方式ですが、これにより土地を処分する方向づけがなされました。結果、第1優先交渉権に大和システムと福田組の共同体が選定されまして、本巢市にあいさつに来庁されたわけでありまして、工場跡地の利用計画は、商業施設を建設したいとの話でございました。市としては、現在の道路事情及び本市及び周辺を取り巻く商業施設の立地状況から考えまして、商業施設の進出は難しい、無理であると。UFJ信託銀行の価格提示の要領の中にも「本巢市は工場誘致を希望している」と、このように明記をいただいているところでありまして、その点も御説明し、商業施設は歓迎できない旨を強く伝えてまいったところでございます。

以降、議会全員協議会及び糸貫地域自治会長会にも経過の報告をしました結果、議員の皆様及び自治会の皆様も商業施設の進出は阻止すべきだという御意見であったわけでありまして、9月以降の交渉には、市議会代表あるいは商工会代表の方にも入っていただきまして協議をし、自治会の意見あるいは議会の意見等も開発業者に伝えて協議を進めてまいりました。

さらに、都市計画法に基づく特別用途区域制度につきまして、国土交通省及び岐阜県とも協議をいたし検討してまいりましたが、当該土地は都市計画法上の準工業区域であると。要するに、多用途に活用できる区域であるということから、商業進出が判明した現時点で、その商業施設をターゲットにして阻止行為をするということにつきましては、制度上無理があるという判断に至ったわけでありまして。

これらの経過につきまして、全員協議会及び糸貫地域の自治会長会にも報告させていただきまして、市としてはあくまで商業施設を望むのではなくて、開発事業者が業務展開されるなら、市として予測できる範囲内において地域住民の生活環境の確保に努めるために、開発業者に対しまして必要な整備を要望してまいりたいということで、現在要望事項につきまして調整をいたしまして、書面で取り交わすことを考えているわけでありまして。

なお、2万坪の市有地につきましては、進出業者が落札原価で譲渡していただくということに相成っているところでございます。

次に、敷島紡績工場跡地についてでございますが、糸貫地域の三橋にあります株式会社安部工業所が糸貫工場の移転・拡張ということで、敷島紡績から用地を取得されまして、本市の協力をいただきたいという旨のあいさつに参っておられます。ここは、今月から建物の取り壊しをしてまいりたいということで申し出がありました。

このように二つの工場跡地につきまして申し上げましたが、大型の工場跡地が次々に活用される方向になっていくということにつきましては、大変喜ばしいことではないかと、このように思っている次第でございます。

次に、樽見鉄道及び名鉄揖斐線についてでございます。

樽見鉄道及び名鉄揖斐線の状況につきましては、11月22日の全員協議会におきまして御報告をさ

せていただいているところでございます。樽見鉄道につきましては、11月29日に樽見鉄道本社におきまして株主総会がございました。今年度の上半期の経営状況につきましては、一般の方は増加しているんですが、少子化の影響もあると思うんですが、通学定期利用者の減少が大きくて、大変そうした点では厳しいという状況にあります。通学定期が減っているということは、高校の在籍者が減っていると、分析してみるとそういうことであるという話でございました。

樽見鉄道を支えていきますために、株主としても鉄道利用者が増加するようなそういう行動をとっていただくよう強く依頼をしたところでございます。また現在、沿線市町村長会においては、一部の自治体の事情で開催ができておりますが、いずれにしましても存続に向けまして早急に会議を開催できるよう調整をしております。あわせて樽見鉄道への支援策を打ち出せるよう努力をしておりますので、よろしくお願いたします。

揖斐線につきましては、代替バスの路線等につきまして沿線市町対策協議会におきまして検討を進めているところでございますが、揖斐線に沿ったバス路線につきましては、朝夕の交通渋滞によります時間が定まる定時性の確保というものが課題であると。ですから、既存バス路線の変更や運行本数の増加などを含めまして、真桑駅、政田駅を利用いただいている方の公共交通機関としての足を確保できるよう、沿線市町と協議しながら再検討している状況でございます。来年4月から代替バスを運行開始するためには時間的余裕がありませんので、今月中には代替案を決定してまいらなきゃいかんと、このように思っております。

また、フランスのコネックス社につきましては、全員協議会でも報告させていただいておりますが、具体的な案も提出されておられませんので、今後の状況を見守ってまいりたいと考えております。

次に、重点プロジェクトの進行状況についてでございます。

まず初めに、公共交通機関のネットワーク化でございますが、10月1日からコミュニティバスを運行させていただいておりまして、開始3日間は市民の方の興味や無料化ということもあったと思いますし、また議員の皆様方の御協力もありまして632人の利用がございましたが、現在は1日平均30人の乗降になっている状況でございます。

このネットワーク化につきましては、あわせて市外への移動が便利になりますよう、既存バス路線の変更も行っております。現在、コミバス、路線バスと樽見鉄道との乗りかえが一目でわかる便利帳というものを作成しておりまして、市民の方が少しでもコミバスの便利さをわかっていただけるように取り組んでいるところでございます。

地域道路ネットワークの整備についてでございますが、(仮称)本巣市西部連絡道路につきましては、現在地元説明会を終了しまして、今月から真正地域の小柿を皮切りに用地買収に入っております。

また、地域情報ネットワークの推進でございますが、大学教授の方などの専門家も参加していただきまして、本巣地域情報化計画検討委員会を立ち上げまして、既に4回の会議を開催しております。本市に最適な情報通信基盤の整備手法を模索しているという状況でございます。現在の検討結

果といたしましては、防災行政無線と一般情報との融合につきましては分離して個々に整備することが適当と、このように御判断をいただいておりますので、防災行政無線は別個に整備していくというふうに考えているところでございます。

次に、今後本格的に稼働していく事業について御説明を申し上げます。

まず、本巢市の木・花・魚・鳥の制定でございますが、市民の方に市の将来像にふさわしいものを募集しておりましたところ、1,200点余りの投票をいただきました。現在、取りまとめ中でありまして、合併1周年を記念いたしまして、来年2月1日に披露をしていけるように段取りをしてまいりたいと考えております。

次に、真正地域に展開しております農業集落排水事業についてでございますが、本年度に処理場建設に着手する予定でございます。現在、管路につきましては既に工事着手済みでございます。このたび隣接する瑞穂市の重里地区との環境、安全、排水対策などを盛り込みました協定の締結や、その他調整を要する事項が終了しましたので、今後供用開始に向けまして邁進をしてまいりたいと、このように考えております。

次に、糸貫地域の長屋における多目的広場の整備事業についてでございますが、旧糸貫町時代から旧河川敷の活用を図ってまいりました。このたび第3期という部分が残っておりますので、これが1万1,000平米ほどありますが、この部分と旧本巢町中島土地利用組合から申し出のありました隣地、2,400平米ほどございますが、これをそれぞれ買収しまして進めてまいりたいと。さらに、その中島土地利用組合が県から占用を受けておりました土地がその隣地でございます。川側にあるんですが、これが1万2,900平米ありまして、この組合の方々は市の方に移管したいと。ですから、市が県から直接占用を受けていただくようにというありがたい申し出があるわけでありまして、したがって、これらの土地を一体として活用する事業を本格的に取り組んでまいりたいと考えております。

さきの9月補正予算では、用地買収に必要な調査費をお認めいただきまして、既に調査に着手しておりますが、既に今まで旧糸貫町が整備しました駐車場が8,700平米ございまして、ただいま申し上げましたものとあわせると3万5,000平米ほどになります。この土地を有効に活用して、本巢市民スポーツプラザの利便性の向上に資することができるのではないかと、このように思っている次第でございます。

最後に、市の財政を取り巻く状況についてでございますが、さきに三位一体改革の全体像で示されたところございまして、全国市長会を含む地方六団体はとりあえず受けとめることとしておりますが、地方の自由度を増し、裁量権を拡大する観点から、国と地方との協議の場を通じて、さらなる改革を求めていくという決意でございます。

全体像としましては、税源移譲としておおむね3兆円規模の税源移譲を目指して、個人住民税への移譲の実施が明記されましたし、地方交付税では平成17、18年度は地方団体の安定的な財政運営に必要な交付税、地方税などの一般財源の総額が確保されることとなったということでございます。また、社会保障関係の国庫補助負担金、生活保費国庫負担金と児童扶養手当の給付費負担金の

国庫負担率の引き下げはひとまず行われなくなったと、この3点などは評価すべき内容ではないかと思えます。

特に税源移譲に着眼してみますと、個人住民税所得割の税率を現行の累進課税から10%にフラット化して移譲されることとなります。17、18年度は税源移譲予定特例交付金で措置されますが、19年度からは個人住民税として直接市が徴収することとなるわけであります。三位一体改革の進展によりまして、ますます地方の自立性が求められていく中、地方税の徴収に対する自助努力も不可欠ということになってまいりますので、今後この改革に十分適応できる市としまして体制づくりや職員の資質向上を図っていかなくやいかんと、このように思っている次第でございます。

以上、行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

以上で諸般の報告を終わります。

ちょうど1時間たちましたので、暫時休憩をさせていただきます。11時から再開をいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

新聞記者に議場内の写真撮影を許可いたしましたので、御報告をいたします。

日程第4 報告第26号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより日程第4、報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）についてでございます。

人事院勧告によります寒冷地手当の見直しに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを御報告し、承認を求めるところでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、報告第26号の補足の説明をさせていただきます。

先ほど全協の席でも総務委員長さんの方から御報告ございましたように、今回人事院の勧告によりますところの寒冷地手当の見直しがございました。本年度の支給から適用ということで専決をさせていただきます。

3ページをお開き願いたいと思いますが、3ページに本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例ということで、5本の条例を1本の条例で改正をするわけでございますけれども、この条文にありますところの「、寒冷地手当」という字句を削除したり、いろんなことをします。そうした関係で条文が変わってきます。その整理をしたということで、これは条文の整理をしたということでございます。そんな内容がここで記しているわけでございます。

それから4ページでございますけれども、これは附則の部分でございますけれども、今回の寒冷地手当の見直しにつきましては経過措置がございまして、基本的には委員長から報告がありましたように支給地域、北海道と同等の気象条件が認められる市町村に限定をするということで、この本巢市につきましては該当しないということでございますけれども、ここで経過措置がございまして、2年間については従来どおりの支給をし、3年以降はそれぞれ緩和されていくというものでございます。

そんな中で、まずこの経過措置の2項でございますけれども、ここにつきましては1号から7号まででございますけれども、それぞれ字句の内容の説明をしているわけでございます。特に3号でございますけれども、旧寒冷地といえますのは、ここで改正前の条例第25条第2項に規定する支給地域、2級地が根尾村、1級地が本巢町ということで、その地域を指しております。

経過措置対象職員、これが4号でございますけれども、旧基準日といえますのは、16年の10月29日から引き続き寒冷地に在勤する職員ということで、引き続き在勤するということでございます。

それから、基準在勤地域ということでございますけれども、例えば根尾に旧基準日に在勤をしていたと。それから、今度根尾からこの本巢地域に異動でかわったという場合については、要するに根尾の方が高いわけですが、本巢地域の寒冷地手当が支給されるということでございまして、例えば今現在糸貫の地域に在勤する人が、この異動で根尾へ在勤することになった人については寒冷地手当は出ません。というのは、あくまで基準日が16年10月29日ということでございます。

それから次に、6号の基準世帯等区分というところでございますけれども、これにつきましては16年の10月29日現在によって扶養親族それぞれによって寒冷地手当が出るわけなんですけれども、途中で例えば扶養親族がふえても、その部分についてはカウントされません。減った場合については少なくなりますけれども、要するにそういう形で支給がされると。

それから、みなし寒冷地手当基礎額といえますのは、従来は10月29日が基準日になりまして、11月に一括で給与の中に支給がされておったものが、これを5で除してということは、11、12、1、2、3と5ヵ月で除した額がそれぞれ月々で支払われるというものがみなし寒冷地手当の基礎額であるということでございます。

それから次に、3項でございますけれども、基準日において旧基準日から引き続き経過措置対象

職員に該当する者に対しては、改正後の条例の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当基礎額の寒冷地手当を支給するというので、括弧として、その属する月が平成18年3月までのものに限るということで、これは2年ということ。要するに16、17年ということ。2年が支給されるということでございます。

それから基準日ということで、次に書いておりますけれども、次の表を見ていただきますと、18年の11月から19年の3月までは1ヵ月当たり8,000円ということですから、要するに5ヵ月ですから4万円を超える部分について2年間は支給されますが、4万円を超えた場合については支給されるということ。例えば本巢で最高は、扶養親族が3人以上ある場合につきましては3万9,600円ということになっています。それで4万円を切ります。2年間は現行のとおりいただけますけれども、2年後はいただけない。根尾については、扶養親族が1人または2人ある者については5万6,300円。それから、それ以上ある方については6万7,500円ということになっておりますので、そこで4万円を差し引いた残りが支給されると。次の年についてはもう7万円になります。1万4,000円が5を掛けますので7万円、次の年からは支給がされないということになるわけでございます。

それから次の5項ですけれども、職員以外の地方公務員等にあった者がということで、例えば県の職員がこうした市町村で人事交流とかそういう形で本巢市にお見えになったという場合について、従来高山の方で寒冷地手当を受けて、そのまま今度本巢市の方へ人事交流で見えたという場合については、当然安い方の額でこの人については寒冷地手当が支給されるということ。でございます。

それから6号については、退職者の取り扱い。

それから7号については、規則への委任ということ。でございます。

以上でございます。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第26号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第26号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これから報告第26号を採決いたします。

報告第26号を、原案のとおり承認することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（本巢市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第80号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第5、議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員8人のうち、津屋長男氏の任期が平成17年2月28日付で任期満了になりますため、後任委員の候補者を推薦するに当たりまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして議会の御意見を求めるものでございます。

後任候補者といたしましては、本巢市屋井18番地1、高橋晃氏でございまして、生年月日は昭和19年1月14日生まれの方でございます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これから議案第80号を採決いたします。

議案第80号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第80号 人権擁護委員候補者の推薦については、可決することに決定しました。

日程第6 議案第81号（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第6、議案第81号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第81号 市道路線の認定及び廃止についてでございます。

産業振興に資するため、市道の路線を認定し、あるいは廃止する必要がありますので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により御提案するものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

議案第81号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第81号 市道路線の認定及び廃止につきまして補足説明をさせていただきます。

9ページをごらんいただきたいと思います。

真正地域の浅木地内でございますけれども、土地開発事業に伴いまして、図面で赤く示しております市道真正1085号、延長193メートルを一たん廃止いたしまして、次に10ページをごらんいただきたいと思います。ここで同じく赤く示しております残る部分の市道真正1211号といたしまして、この部分を認定するものでございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

日程第7 議案第82号（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第7、議案第82号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第82号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例についてでございます。

本巣市本巣農業委員会、本巣市真正農業委員会、本巣市糸貫農業委員会、本巣市根尾農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例が、平成17年7月19日限り、本巣市根尾農業委員会にありましては平成17年7月18日限り、1日の違いがございますが、その効力を失うもので、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び第3項の規定によりまして議会の御議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

議長（白木 健君）

補足説明、産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、議案第82号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例について補足説明をさせていただきます。

本巣市各地域の農業委員会定数条例が、平成17年7月18日、19日限りでその効力を失うこととなります。本巣市農業委員会定数検討会、各地域の農業委員会の会長と職務代理者による検討会が5月21日、8月23日、10月20日と3回開催され、合併協議の調整事項をもとに慎重に審議がされました。その結果、選挙による委員定数は20人で、三つの選挙区が望ましいとする意見が固まりました。これについては、別紙資料1が配付してございますので、よろしくお願いいたします。

本議案はこれを踏まえ、次の一般選挙から施行する本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例を農業委員会等に関する法律第10条の2第2項及び同条第3項の規定により提出するものであります。

第2条の選挙による委員の定数は、20人としております。

第3条の選挙区の設置等については、法律の第2項の条例で農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができるとされており、同条第3項で各選挙区の定数はおおむね選挙人の数に比例して条例で定めなければならないとされており、そして、同条の関係で同法の施行令第5条に、すべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、または基準農業者数が600以上となるようにしなければならないと基準が示されています。

本巣市の各地域の状況は、配付してございます別紙資料の2のとおりでございます。よって第3条は、委員会の選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、その選挙区の区域及び各選挙区の委員の定数は、第1選挙区を合併前の本巣町及び根尾村の区域とし、委員定数は7人、第2選挙区を合併前の糸貫町の区域とし、定数は7人、第3選挙区を合併前の真正町の区域とし、委員定数を6人とするものでございます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

日程第8 議案第83号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第8、議案第83号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第83号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議についてでございます。

す。

恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町及び同郡蛭川村は、平成17年2月13日に廃されまして、同日付で同6町村の区域が中津川市に編入されますため、本組合から平成17年2月12日限りで恵那郡坂下町、同郡川上村、同郡加子母村、同郡付知町、同郡福岡町及び同郡蛭川村を脱退させることにより、本組合を組織する市町村数を減少するものでございます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第83号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、これより議案第83号を採決いたします。

議案第83号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第83号 岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の減少に関する協議については、可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第84号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第9、議案第84号 西濃環境整備組合理約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第84号 西濃環境整備組合理約の変更についてでございます。

平成17年1月31日に、揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村及び同郡坂内村が、新設合併により揖斐川町になることに伴いまして規約の変更を必要とするものでございます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑はないものと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第84号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、これより議案第84号を採決いたします。

議案第84号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第84号 西濃環境整備組合規約の変更については、可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第85号から日程第12 議案第87号まで（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第10、議案第85号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村）から日程第12、議案第87号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村）を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第85号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてでございます。

平成17年1月31日に、揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村及び同郡坂内村が新設合併により廃されますため、規約を定めようとするものでございます。

次に、議案第86号 証明書の交付等の事務委託に関する協議についてでございます。

平成17年1月31日に、揖斐郡揖斐川町、同郡谷汲村、同郡春日村、同郡久瀬村、同郡藤橋村及び同郡坂内村が新設合併により証明書の交付等の事務を揖斐川町と相互に委託するため、この規約を

定めようとするものでございます。

議案第87号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議についてでございます。

平成17年2月7日に、武儀郡洞戸村、同郡板取村、同郡武芸川町、同郡武儀町及び同郡上之保村が関市との編入合併により廃されますため、この規約を定めようとするものでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（白木 健君）

議案第85号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第85号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これから議案第85号を採決いたします。

議案第85号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第85号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（揖斐川町、谷汲村、春日村、久瀬村、藤橋村及び坂内村）については、可決することに決定いたしました。

議案第86号 証明書の交付等の事務委託に関する協議についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第86号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第86号を採決いたします。

議案第86号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第86号 証明書の交付等の事務委託に関する協議については、可決することに決定いたしました。

議案第87号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。よって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第87号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

議案第87号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第87号 証明書の交付等の事務委託の廃止に関する協議について（洞戸村、板取村、武芸川町、武儀町及び上之保村）は、可決することに決定いたしました。

日程第13 議案第88号及び日程第14 議案第89号（上程・説明・質疑・討論・採決）
議長（白木 健君）

日程第13、議案第88号 根尾東辺地に係る総合整備計画について、日程第14、議案第89号 根尾西辺地に係る総合整備計画についてを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第88号 根尾東辺地に係る総合整備計画についてであります。

合併に伴いまして合併前の根尾村の東辺地につきまして、新たに計画期間を平成17年度から21年度までとする根尾東辺地に係る総合整備計画を策定するものであります。

議案第89号 根尾西辺地に係る総合整備計画についてでございます。

合併に伴いまして合併前の根尾村の西辺地につきまして、新たに計画期間を17年度から21年度までとする根尾西辺地に係る総合整備計画を策定しようとするものでございます。

詳細につきましては、企画部長より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

議案第88号、議案第89号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは議案第88号、根尾東辺地に係ります総合整備計画についての補足説明をさせていただきます。

辺地の指定につきましては、交通条件、また自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い地域で、辺地の地域の中心から駅または停留所、小・中学校、医療機関などへの距離とか、交通機関の状況などについて算定されたへんぴな程度を示す辺地度点数というものがございしますが、この点数が100点以上あって、公共施設を整備することが特に緊要な地域であることが要件となっております。

現在、本巢地域におきましては本巢東辺地、これは旧本巢地域の川内、木倉地域でございます。これと金原辺地の2地域があります。それと、今回根尾の地域につきましては、お願いたします根尾東辺地と西辺地でございます。市内には四つの辺地の区域がございます。

本巢地域の本巢東辺地と金原辺地につきましては、既に6月の議会定例会におきまして総合整備計画の議決をいただいておりますが、今回根尾の東辺地及び西辺地につきましては、辺地に係ります公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づきまして総合整備計画を策定しまして、議会の議決を求めるものでございます。

では、提出させていただきました根尾東辺地に係ります総合整備計画につきまして御説明をさせていただきます。この辺地の区域とか事業計画の位置等につきましては、別添の資料の事業計画位置図等を御参照願いたいと思います。

まず東辺地の区域につきましては、本巢市の根尾の小鹿、松田、下大須、上大須、口谷及び奥谷の区域でございます。人口につきましては160人でございます。計画期間につきましては、平成

17年度から平成21年度までの5ヵ年でございます。辺地度の点数につきましては125点となっております。

この整備計画の事業といたしましては、市道の整備として根尾の33号、これは東小鹿・村中線ほか5路線の舗装事業と、それから根尾46号、これは奥谷・宮井谷線の改良事業で、この事業につきましては5,650万円。それから根尾36号で、これは松田中央線でございますが、これの橋梁の測量試験費等でございます。事業費は2,000万円。それから、林道の整備といたしましては、鍋倉線の改良舗装事業、また伊自良・根尾線の開設事業に伴います立木補償等でございます。事業費につきましては3,800万円を計画しております。それと、下水処理のための施設としては、合併浄化槽の設備整備事業でございます。それに伴います設置補助の事業費が2,192万円。消防施設といたしまして防火水槽、新設を1基ということで、事業費は500万円を計画しております。地域の安定と発展を図りまして、地域格差の是正を図るものでございます。

参考まででございますが、この辺地につきましては事業費の充当率につきましては100%でございます。それと、元利償還に対します普通交付税の算入率につきましては、80%という大変有利な起債でございます。

続きまして議案第89号、根尾西辺地に係ります総合整備計画についての補足説明をさせていただきます。これも同じように別添資料で事業計画位置図がつけてございますので、御参照願いたいと思います。

この辺地の区域につきましては、本業市の根尾の長嶺、八谷、天神堂、長島、能郷、黒津、越波及び大河原の区域でございます。この中の区域の人口につきましては331人ということでございます。計画の期間につきましては、先ほどと同じように平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画でございます。点数につきましては108点ということで、100点を上回っております。

計画の内容としましては、市道の整備として、これは根尾の83号でございます。黒津・越波線の改良事業。それと根尾80号で能郷・津高線というものがございまして、これの舗装事業等でございます。事業費が合わせますと8,350万円でございます。それと根尾80号ということで、黒津・越波線の須合橋のかけかえ事業でございます。事業費につきましては9,000万円。林道整備としてでございますが、大井・能郷線の開設事業、または猫峠線の改良事業等でございます。事業費につきましては二つ合わせまして4億5,500万円を計画しております。また、下水道の処理のための施設として合併浄化槽設備整備事業で、設置補助の事業費として3,609万2,000円。それから消防施設といたしまして防火水槽の新設1基ということで、事業費500万円を計画しております。これも同じように、地域の安定と発展を図りまして格差是正を図るものでございます。よろしく願いたいと思います。以上でございます。

議長（白木 健君）

議案第88号 根尾東辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

川村君。

47番（川村高司君）

この88と89、両方にまたがっている話でお尋ねをしたいんですが、施設名ということで五つの項目が上がっております。過去に本巢の辺地のこういう説明を聞いたときに、例えば駅にどれくらい近接しているかだとか、あるいは郵便局だとか、そういうことでその辺地度点数というのは決まってくるというような説明を受けた記憶があるんですが、それでここは大体両方とも同じ施設名で上がっておりますが、そのほかの施設というものは対象にならないのか、その点をお尋ねしたいと思います。

これは国がやるわけですが、例えば砂防堰堤の事業だとか、あるいは通信だとかいった施設、こういうものはこの辺地の計画をする上での算定の基礎にはなっていないのか。その辺のこの辺地を決めていく場合の計画の重点項目というのは、どういうふうに決められているのか説明をお願いします。

議長（白木 健君）

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

まず、第1点目の辺地度点数の関係でございますが、これは88号、89号に関連しておりますが、これの点数のつけ方についての説明ということでございます。

これは先ほど説明でも言いましたように、その辺地区域の中心を定めまして、この中心といえますのは固定資産の評価額が一番高い地点ということで、ここを基準にしまして、各公共交通機関への距離とか、最寄りの、当然一番大きいのは樽見鉄道の樽見駅、こういうものの距離とか、学校関係への距離、これを係数で割り戻して出したものがこの点数になっております。そんなようなことで、この地域については100点以上を超えておりますので、辺地の区域ということで認定をされております。

それから他の施設、情報とかいろんな建物関係等もできないかという御質問でございますが、先ほど言いましたように道路関係とか合併浄化槽関係、それから防火水槽関係、こういうものを現在上げておりますが、これは以前から上がってきておる計画でございます。まだ、これからいろんなものが上がってくるかと思いますが、その都度、これにつきましては毎年変更等が生じてくると思います。とりあえずこういうふうで上げさせていただいておりますし、これは前からここに必要だということで各部からも上がってきておりますので上程したわけでございます。これは変更は今後適宜あると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第88号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、これより議案第88号を採決いたします。

議案第88号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第88号 根尾東辺地に係る総合整備計画については、可決することに決定いたしました。

議案第89号 根尾西辺地に係る総合整備計画についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。よって、質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第89号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終結し、これから議案第89号を採決いたします。

議案第89号を、原案どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第89号 根尾西辺地に係る総合整備計画については、可決することに決定しました。

議案の90号はちょっと長くなるそうでございますので、ここらあたりで昼食にしたいと思います。午後1時から再開をさせていただきます。御集合をお願いいたします。

午前11時45分 休憩

議長（白木 健君）

それでは、引き続いて会議を開きます。

日程第15 議案第90号から日程第19 議案第94号まで（上程・説明）

議長（白木 健君）

日程第15、議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてから、日程第19、議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

総額 1,293万 4,000円を補正をお願いするものであります。

歳入では、市税 7,564万 1,000円の増額でございます。これは市民税個人分の退職者所得、譲渡所得におきまして確定できなかった分の増加等でございます。また、新築家屋等の増もでございます。また歳出では、福祉関係の 2,983万 8,000円、都築紡績跡地周辺整備に伴う測量等、さらに林道災害復旧費が主なものでございます。詳細につきましては、助役より御説明を申し上げます。

議案第91号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、事業勘定で 2 億 347万 2,000円の補正をお願いするものでございます。主なものといたしましては、退職被保険者等療養給付費の増であります。詳細につきましては、担当部長より御説明申し上げます。

議案第92号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、総額 6,473万 5,000円の補正をお願いするものでございます。主なものといたしましては、本巢・真正地区農業集落排水事業費の増でございます。詳細は担当部長より御説明いたします。

議案第93号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、総額 1 億 2,795万 2,000円の減額でございます。委託費、管渠工事費等の差金が主なものでございます。

議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、水道事業収益及び費用につきましては 5,786万円で、資本的収入及び支出につきましては 3,560万円となっております。詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

議案第90号についての補足説明を助役に求めます。

助役。

助役（高木 巧君）

議案第90号 平成16年度本業市一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明をさせていただきます。

1ページをお開きいただきたいと思います。ただいま市長の方から、増額分、歳入歳出それぞれ1,293万4,000円を追加して、その総額を歳入歳出それぞれ161億8,342万5,000円ということになるわけですが、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

7ページをお開きいただきたいと思います。こちらに歳入歳出補正予算事項別明細書、まず歳入の総括部分でございますけれども、1款の市税から21款の市債までそれぞれ補正額が増減ともでございますけれども書いてございまして、歳入の合計といたしまして補正額1,293万円余ということで、最終計として161億8,342万5,000円ということに相なるわけでございます。

次に、8ページをお開きいただきたいと思います。こちらが歳出の総括でございます。まず、款の1款議会費、それから14款予備費までの間で、補正額欄記載のとおりそれぞれ増減がございしますが、歳出合計の補正額欄記載のとおり1,293万4,000円を増額させていただくもので、その財源につきましては、補正額の財源内訳欄記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出補正内容を事項別に、増額補正額の大きなものを中心に説明させていただきます。9ページからでございます。

まず、歳入のうち市税の市民税でございますが、個人分といたしまして補正額4,647万円余でございます。これは現年課税分が特に大きなものでございまして4,497万円余がございします。これは主に不確定分の見込み増による増額でございます。

次にその下、固定資産税でございますが、固定資産税の補正額2,932万円余。これは現年課税分の特に家屋でございますが、新築家屋等の増によりますものが3,569万円余でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。二つ目の枠でございますが、国庫支出金でございます。民生費の国庫負担金といたしまして212万8,000円の補正額となりますが、これは節欄にも書いてございますが、増額補正をするものと減額補正をするものがございします。その差が212万円余でございます。特に障害者支援費負担金でございますけれども、これは施設支援と居宅支援がございしますが、その居宅支援費の増に伴う負担金の増額でございます。このことは、その同じページの二つ下に県支出金の県負担金、ここで民生費県負担金というのがございしますが、こちらの方の負担金にも同様の理由で増額がかかってくるものというふうに御理解をいただきたいと思います。

次に、11ページの県支出金のうち県補助金の農林水産業費の県補助金360万円余の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては農地費補助金として370万円余の増額。その内訳でございますが、減と増がございしますけれども、県単農道整備事業補助金の事業費の増によるものでございます。

その下、災害復旧費補助金711万7,000円でございますが、二つございまして、農業災害、林業

災害。特に林業災害でございますけれども、主に台風16号、それから23号による復旧費補助金を新規に計上させていただいたものでございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。繰入金のうち基金繰入金でございますが、財政調整基金繰入金という目がございます。これにつきまして、補正額を 1億 2,000万円。これにつきましては、財源調整による財政調整基金からの繰入金の減額ということで1億 2,000万円の減額をお願いするものでございます。

一つの枠を飛びまして、その下、諸収入のうち雑入でございますが、雑入で 2,859万円余の増額補正をお願いするものでございます。その主なるものでございますが、三つ目にもとす広域連合支援交付金ということで、これは交付金の対象事業の見直しによる増額ということでございます。

それから、13ページの上の欄でございますが、説明欄に記載の道路改良事業負担金 1,000万円でございますが、これは先ほど来説明を申し上げております都築紡績跡地周辺道路改良事業に係る開発事業者からの新規の負担金ということで、この額につきましては後ほど歳出の方にも計上がされておりますので、そちらの方でも若干触れたいと思います。

14ページをお開きいただきたいと思います。ここからが歳出でございます。

まず、議会費の議会費、補正額 442万円余でございますが、これにつきましては、まず報酬欄で議員がお1人辞職をされたことに伴う報酬の減であり、またその節欄の一番下、旅費ということで 202万円余の減額をするものでございます。

次に、総務費のうち総務管理費の一般管理費、補正額 1,336万円余でございますが、このうち主なるものとしたしましては、まず職員手当等で 320万円余を計上させていただいておりますが、これにつきましては育児休業及び病気休暇等による給料の減額と、それに伴う諸手当の減額でございますが、もう一つ理由がございます。暫定予算を4月から6月まで組ませていただいたわけでございますが、その間に生じた不足額を予備費流用により賄いまして執行いたしました。本予算で年間12ヵ月分予算を編成したことによりまして、暫定時の予備費充用額が予算額に加算されるために不用額が今回生ずるということで、その見込まれる額を計上させていただいております。

それから、その二つ下でございますが、電算管理費 700万円余がございます。これにつきましては財務会計機器保守料と庁内LAN保守料が 420万円ほど減額をしておりますけれども、これはシステムについて保守の内容を見直したものでございます。

それからページがわたりますが、同じく電算管理で使用料及び賃借料 280万円余でございますが、コンピューター等借上料でございます。業務の終了等により借上料の減となったものでございます。

以上から、総務管理費につきましては、トータルで 2,351万円余の減額をお願いするものでございます。

少し飛びます。17ページをお開きいただきたいと思います。17ページの真ん中あたり、老人福祉費でございますけれども、1,670万円余を増額の補正をお願いするものでございまして、主なるも

のにつきましては、まず委託料で 755万円余の増額をお願いするわけですが、それぞれ増減がございます。増のうち、まず二つ目の在宅介護支援センター事業委託料で 916万円余、それから一つ飛びまして、生きがい活動支援通所事業委託料で 710万円余の増額をお願いするものでございます。その下、負担金、補助及び交付金でございますが 820万円余の増額をお願いするものでございます。これにつきましては、もとす広域連合介護保険負担金ということでお願いをしたいというものでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。真ん中から下の衛生費、特にそのうちの清掃費の塵芥処理費でございますが 1,515万円余の増額補正をお願いしたいということでございまして、節欄に記載のとおり需用費で 350万円余。これは根尾地域と真正地域に新設のストックヤードの消耗品を購入する費用として予算化をお願いしたいというふうに思うものでございますし、それから一つ飛びまして備品購入費 470万円余がございますが、これは環境衛生用備品ということで、これも新たに設置をいたします真正・根尾地域のストックヤードの備品ということで増額をお願いしたいということでございます。その下に負担金、補助及び交付金ということで 680万円余のもとす広域連合負担金の増額をあわせてお願いをするものでございます。

それから一番下でございますが、下水処理費につきましては 1,500万円余でございます。これにつきましては、農業集落排水特別会計への一般会計からの繰出金の減ということでございます。

それから、20ページをお開きいただきたいと思います。まず、農林水産業費のうち農業費の真ん中あたりの農業振興費で 600万円余の補正をお願いするわけですが、その主なるものは、節欄記載の負担金、補助及び交付金のうちの 533万円余の減額をお願いします農地流動化助成金の確定に伴う減額でございます。

その下、農地費でございますが 920万円余の増額をお願いするものでございますが、これにつきましては節欄の工事請負費のうち、主なるものは農道整備工事の事業量の増に伴う増額補正をお願いするものでございます。

以上から、この農林水産業費につきましては、計欄で 240万円余のトータルとしての増額をお願いするものでございます。

それから、22ページをお開きいただきたいと思います。22ページ、土木費の道路橋りょう費のうち道路新設改良費、ここで 1,000万計上をさせていただいておるわけですが、増額の補正でございます。これにつきましては、まず委託料のところでは 494万円余がございます。それから、その下に公有財産購入費ということで 1,494万 2,000円という数字がございますが、その差し引きで 1,000万となるわけですが、説明欄記載のとおり、まず委託料につきましては、先ほど説明を申し上げました都築紡績関連の道路測量設計委託料ということで 1,000万円の増額をお願いするものでございますが、その下に用地測量業務委託料というのがございますが、これが西部連絡道路関連でございまして、委託料の余剰金をその下の公有財産購入費 1,494万 2,000円の増額で予算の組み替えをするものでございまして、トータルとして 1,000万円の増額ということでございますので、お願いをいたしたいと思います。

次に、23ページの一番上でございますが、土木費の下水道費でございまして、これにつきましては 1,710万円余でございますが、これは説明欄に記載のとおり、特別会計への繰出金の減ということでございます。

それから、24ページをお開きいただきたいと思えます。24ページ、教育費の真ん中でございますが、中学校費のうち学校建設費で 1,340万円余の増額をお願いするものでございます。その内訳でございますが、節欄に記載のとおり、まず委託料でございまして 315万円の増額でございます。これは運送委託料と書いてございますが、これは本巢中学校の旧校舎にございます金庫とかピアノとか、そういったものを新校舎へ移転させるに伴います運送委託料でございます。その下に工事請負費 1,025万円余の増額がございます。これにつきましては、本巢中学校舎改築に伴います校内LAN等の整備に伴う必要な経費ということで増額をお願いするものでございます。

少し飛びまして、25ページの一番下の枠でございまして、災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費ということで、特に大きなものとしたしまして林業災害復旧費 1,100万円余の増額をお願いするものでございまして、節欄の一番下にございます工事請負費で、林道折越線、道谷線、伊自良・根尾線、この3線につきます災害復旧工事費でございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思えます。26ページ、予備費でございまして 833万円余の増額をお願いしたいということでございます。

なお、27ページから29ページにかけては、特別職及び一般職の給与費の明細を添付させていただいております。

30ページをごらんいただきたいと思えます。30ページに地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みということで調書が添付をされておりますが、ちなみに14年度末の現在高は一番左の一番下でございますが計欄、いろいろ起債の区分がございますけれども、トータルとして 114億 6,900万円余。それから、15年度末現在高の見込み額が 14億 7,900万円余。16年度中に増減をいたします償還に伴うものも16億ほどございまして、結果として16年度末の現在高の見込み額は 113億 8,000万円余になるかと予想をいたしております。

以上をもって議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）につきましての説明を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

続きまして、議案第91号についての補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

では、6ページをごらんいただきたいと思えます。

まず歳入であります。国庫支出金の中の療養給付費等負担金であります。現年度分といたしまして 4,414万 9,000円の増。これは一般被保険者への給付費等に対する負担金であります。現時点での確定分ということであります。2番目の過年度分の97万 8,000円。これは15年度分における精算におけます追加交付ということであります。

続きまして、療養給付費交付金であります。現年度分におきましては1億 6,198万 2,000円の増額。これは退職被保険者への保険給付費等に対する交付金ということであり。過年度分といたしまして161万 4,000円。15年度における精算におけます追加交付ということであり。

続きまして県支出金であります。国民健康保険財政健全化特別対策費補助金62万 9,000円の減額であります。これは16年度の交付決定に伴うもので差額の減額ということであり。

続きまして7ページでございます。一般会計からの繰入金であります。補正額が462万 2,000円の減額であります。これは法定の繰り入れ分ということでありまして、節の1の保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)ということによって538万 3,000円の減額。以下、保険基盤安定繰入金(保険者支援分)としてということによって86万 4,000円の増額、職員給与費等繰入金で58万 7,000円の増額、財政安定化支援事業繰入金ということによって69万円の減額ということによって、合わせて462万 2,000円の減額ということであり。

続きまして、8ページの歳出であります。

総務費の中の一般管理費で備品購入費といたしまして18万 7,000円。事務用備品であります。国保ネットワークシステムに使用しておりますプリンターを更新させていただきたいということで、18万 7,000円計上させていただいております。

続きまして保険給付費であります。2の退職被保険者等療養給付費で1億 970万 5,000円を初めといたしまして、一般被保険者療養費180万 8,000円、退職被保険者等療養費といたしまして146万 6,000円、審査支払手数料といたしまして49万円。この保険給付費につきましては、4月から10月までの支払い実績等をもとに、今後3月までの不足する見込み額ということによって計上をさせていただいております。

続きまして、9ページでございます。同じく保険給付費の高額療養費であります。退職被保険者高額療養費ということによって1,578万 9,000円の増額。これにつきましても、来年3月までの不足見込み額ということによって計上させていただいております。

諸支出金であります。償還金で564万 7,000円。これにつきましては、平成15年度の国庫負担金の精算確定によるもので564万 7,000円ということによって計上させていただいております。

最後に、予備費であります。6,798万 2,000円。これは財源調整ということによって計上させていただいております。以上でございます。

議長(白木 健君)

議案第92号から議案第94号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長。

上下水道部長(林 賢一君)

それでは議案第92号、農業集落排水特別会計補正予算につきまして補足説明をさせていただきます。主なものだけ説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

7ページをごらんください。この中の歳入の中の下水道債の2,420万円でございます。これにつきましては神海地区の借り入れでございます。

次に、8ページをごらんください。神海地区の工事請負費 1,050万円は、土地購入費と工事雑費からの組み替えで、管渠工事約 150メートルを予定しております。土地購入費 603万円の減額は、処理場購入価格が確定したことによりましての減額でございます。真正地区の工事費でございますが、舗装復旧費が増加したことによる組み替えでございます。水道管等移転補償費 5,786万円は、管路の増加に伴い、延長 3,360メートル分の補償費となっております。

以上で農業集落排水特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして議案第93号、公共下水道特別会計補正予算につきまして、主なものにつきまして説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。下水道費補助金 1,995万円の減額でございますが、入札差金等に伴い、事業費が減額になったことによります。

過疎債 8,030万円は、根尾地区の借り入れでございます。

次に、9ページの歳出をごらんください。

実施設計委託料 4,000万円の減額は、工事費の減額に伴うものでございます。工事請負費の減額の主なものは、入札差金等によるものでございます。

以上で説明を終わります。

続きまして議案第94号、水道事業会計補正予算の主なものを説明させていただきます。

3ページをごらんください。収入の工事収益と営業費用の受託工事費 5,786万円は、真正地区の農業集落排水事業に伴う布設がえ費用で、延長 3,360メートル分でございます。

資本的支出の配水設備拡張費 3,560万円は、真正地区の下水道管に合わせて延長 2,070メートルの布設を行うものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（白木 健君）

これをもって議案に対する補足説明を終わります。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案第90号から議案第94号までは、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第90号から議案第94号までは、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第20 認定第28号から日程第25 認定第33号まで（上程・説明・監査委員報告）

議長（白木 健君）

日程第20、認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第25、認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでを一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

内藤市長。

市長（内藤正行君）

平成15年度本巢市各会計決算の認定についてでございます。

認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算について、認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について、認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算につきましての6案件につきましては、去る10月13日から10月15日にわたりまして、監査委員による監査を実施していただいております。結果、地方自治法の規定により監査委員の意見を付して議会の御認定をお願いするものでございます。詳細につきましては、収入役より御説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（白木 健君）

認定第28号から認定第33号までの補足説明を収入役に求めます。

守屋収入役。

収入役（守屋太郎君）

それでは私の方から、地方自治法第 233条の 5 項の定めによりまして、平成15年度本巢市一般会計の決算報告の補足説明をさせていただきます。

報告の前に、今回の決算額の特殊性について説明をさせていただきますが、この15年度本巢市の 2・3月の予算は、平成15年の11月から12月にかけて作成をしております。予算額は、基本的には旧4町村の残額の2ヵ月分を計上させていただきました。合併を間近に控えたこの作成時期は、旧町村の事業の執行中であって、支払いについても新市で支払う予定が旧町村で1月末までに支払いを完了したとか、その逆のケースもあり、予算執行の把握ができていない状態でありまして、通常の1年を通した決算と違い、今回の決算調整では、見ていただきますと多額な不用額が計上されたり、流用とか充用が数多くあるという調整になっております。

以上のように、2月1日の合併により2ヵ月間という短期間で過去に例のない特殊な決算状況になっていることを御理解をまず願いたいと思います。

それでは、一般会計から公共下水道の特別会計まで一括して私の方で説明させていただきますので、前置きが長くなりましたが、よろしくお願いたします。

それじゃあ、お手元の方の一般会計の決算書をお開きください。

一般会計の8ページでございますが、事項別明細が上がってきております。8ページに一般会計の歳入が上がってきておりますが、そこは市税から始まりますが、一々数字を読み上げませんが、一番上の段、市税の合計で当初予算額、調定額、収入済額、収入未済額というふうになっておりますが、そこで収入済額が8億 6,000、収入未済が2億 7,500という数字が上がっておりますが、市税の収納率はこの5月31日で75.8%という数字でございます。これは景気低迷の業績不振による未納・滞納の増によるものでありまして、この数字は5月31日出納閉鎖期間の数字でございますの

で、目を通していただければありがたいと思います。

市税から始まりまして、9ページ、10ページというふうが続いていきますが、その辺にも収入未済額が細かい数字ですが出てきておりますが、これは5月31日の数字でありまして、現在はもう完納されておる部分も多々ありますので一々読み上げませんが、数字を御確認願えたらありがたいと思います。

歳入が続きますが、ちょっと大きい金額だけ申し上げますが、14ページの目で農林水産業費の県の補助金が、中ほどでございますが、収入未済額で2,377万円という数字が上がっておりますが、これは公共林道の大井・能郷線、林道開設事業でございますが、繰り越しのため、15年度から16年度になったということで、7月には収納されておりますが、事業が15年度から16年度になったというふうに御確認願いたいと思います。

それから16ページの方へ行きまして、中ほどに繰入金がございますが、収入済額で2億6,600万円。これは基金から繰り入れしております一色小学校の改築事業の金額でございます。

17ページに入りますが、その上の目の雑入で、収入済額が4,660万何がしの数字がありますが、このところに3町村の1月末打ち切り決算でしました決算剰余金がこの中に含まれておりますので、御理解願いたいと思います。

歳入につきましては以上でございますが、歳出の方は18ページから事項別明細にあります。

18ページの歳出でございますが、先ほど当初に申し上げましたように、不用額がずっと右側に出てきております。1月末までに旧町村で支払ったという状態の中で、不用額が表示されております。また、そのほか流用・充用があり、そういう決算状況でございますので、よろしく御理解願いたいと思います。

ちょっと大きいものだけ、歳出で申し上げますが、例えば19ページの頭で、総務の一般管理費で負担金、補助及び交付金という枠で不用額が625万9,000円何がしかありますが、この件については人事交流の負担金について見込みより少なかったこと。それと、もとす広域連合運営経費の負担金が1月までに旧町村で支払ったためという理由のものがそれぞれに出てくる場合がございます。

それから、次の20ページの目の電算管理費、委託料の824万8,000円という数字がありますが、事務機器の移転契約差金、それからその下の使用料及び賃借料で270万何がしがありますが、庁内LANの支払いが旧町村で支払ったためということで、委託料とか工事請負につきましては、入札差金とか、契約差金とか、そういうものが不用額で上がってきておりますので、よろしく願いしたいと思います。

それから、21ページの上の方ですが、徴税の税務総務費ですが、節の償還金、利子及び割引料、不用額が300万9,000円上がってきておりますが、法人税割の還付金が見込みより少なかったためというような理由になってきております。

以下、大きい数字を申し上げますが24ページの一番上、目で障害者福祉費、節の扶助費が1,923万2,000円。これは在宅福祉、または支援費の利用が少なかったためという不用額も出てくるわけでございます。

それからもう少し下がりますと、目の老人福祉費で繰出金が 6,941万 9,000円、ちょうど真ん中ほどに 6,900万の数字が出ておりますが、これは12月 1日診療分の老人医療費が急激な伸びとなったが、2月診療分で鎮静化してきたと。それで、補助予算分が必要なかったためという理由で大きく不用額になってきておるといふ数字が上がっております。

以下、ある程度数字が上がってきておりますが、それぞれ理由がございまして、私の方にも揭示させていただいておりますが、大きい、皆さんにお知らせしていくような数字を申し上げます。

ちょっと飛びますが32ページ、林道費というのが目でございますが 3,170万 2,000円、繰越明許で上がってきております。これは大井・能郷線、林道開設事業の事業費が繰越明許になったため、このところに数字が上がってきております。

あと、数字が上がってきておりますが、需用費なんかもそれぞれ光熱水費とか、修繕料の見込みが少なかったためとか、建設道路改良の方へ行きますと、登記手数料が見込みより少なかったとか、そういう理由でございますので、ひとつ御理解を願いたいと思います。

それからちょっと飛びまして38ページの下の方でございますが、目の学校建設費、ここにも繰越明許で5億 6,497万 3,000円上がってきております。これは弾正小学校の校舎増築事業と一色小学校の校舎改築事業の数字がここに繰越明許で上がってきておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからずっと飛びまして、46ページの款の諸支出金で、項の借入金返済金ということで、中ほどでございますが、支出済額が1億 2,621万 9,507円とありますが、これは1月末打ち切り決算で清算しました旧根尾村の一時借入金返済金でございますので、お願ひいたします。

その下の予備費でございますが、予算額に対して 4,553万 7,000円ありますが、この予備費より充用し、必要なものについて執行しておりますので、ここでの予備費が 4,500万上がってきております。

以上、細かいものをもう少し申し上げますとよかったです、大きな数字だけ申し上げましたが、次の47ページに実質収支に関する調書ということで上げさせていただいております、歳入総額41億 6,054万 1,000円、歳出総額33億 7,184万 7,000円、歳入歳出差引額が7億 8,869万 4,000円、繰越明許が3億 773万 9,000円という、先ほど申し上げた大井・能郷林道開設事業と教育費の弾正小学校、一色小学校の繰越分がここで上がってきております。それで、実質収支額は4億 8,095万 5,000円になったという決算でございますので、ひとつよろしくお願ひいたします。

48ページの方に行きまして、財産に関する調書ということで、一覧表を掲げさせていただいておりますが、その表の中では土地と建物で決算年度の増減高が計上させていただいておりますが、見ていただくと山林のところに 409万67平米という数字が上がってきておりますが、これにつきましては本巢根尾大井地内の宇部興産株式会社の所有山林の寄附によるものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それから、49ページの方にその所有の今申し上げました数字と、右側に立木の推定蓄積量というのがありまして、増減が7万 4,620立方メートルの蓄積量を計上させていただいておりますし、下

の分収につきましては、所有権が本巢市で、管理が岐阜県の森林公社のものでございます。よろしくお願いたします。

それから50ページの方に入りまして、有価証券、出資による権利ということで、決算年度中の増減額、2ヵ月分の中にはございませんので、一覧表で掲げさせていただいております。

それから、51ページからは物品の表を掲げさせていただいておりますが、取得価格50万円以上のものを計上させていただいておりますので、目を通していただければありがたいと思います。決算年度中の増減高が上がってきております。

それから57ページの方にまいりまして、上の欄が債権と住宅新築資金の貸し付けと医師住宅資金の貸し付け、で増減で上がってきております。

それから、その後に基金で決算年度中の増減高をあらわしておりますので、財政調整基金から次の59ページの土地開発基金まで計上させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

以上が、おおまかな説明を申し上げまして申しわけございませんが、一般会計の決算でございます、よろしくお願いたします。

続きまして、認定第29の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書でございますが、お開きいただけたらありがたいと思います。

健康保険につきましては、事業勘定と施設勘定に分かれておりますが、事業勘定におきましては、高齢化とリストラ等での退職被保険者の増加などにより医療費が伸びる一方、保険税は急激な少子・高齢化や経済の長期低迷などによる収入の伸び悩みで厳しい財政状況にあるという状態でございます。

6ページのところに事項別明細の歳入でございますが、国民健康保険税、それぞれ数字を申し上げますませんが、収入済額、不納欠損額、収入未済額というふうで上がってきております。現年度分の収納率は81.6%に5月31日になっております。不納欠損分の290万何がしにつきましては、地方税法の規定によります18件の消滅事項等の分がここに計上させていただいております。

7ページ、8ページが歳入でございます。それから、9ページのところの最後でございますが、項の雑入がございますが、この中に収入済額が上がってきておりますが1億2,827万4,251円、これが4町村の1月末の決算剰余金がここに計上されておりますので、よろしくお願いたします。

それから、11ページの方に歳出が上がってきておりますが、不用額がずっと上がってきておりますが、中ほどの保険給付費で不用額が4,158万4,000円という数字がありますが、医療費が見込みより少なかったということで不用額が上がってきております。そういうことで御理解願えたらありがたいと思います。

それぞれに歳出の方で老人保健拠出金、12ページの最後の方でございますが、それらも1,400万でございますが、拠出金支払いも見込みより少なかったため不用額が出ましたということで計上させていただいております。

そういうことで、14ページの予備費も不用額が5,800万と大きくなってきております。

15ページの方に実質収支に関する調書がございますが、歳入総額8億5,782万1,000円、歳出総

額5億2,994万6,000円、歳入歳出差引額、実質収支額は3億2,787万5,000円と黒字になっておりますが、収納率の向上に努力しているところでございます。

それから、16ページの方から施設勘定になります。施設勘定は根尾診療所と本巢診療所の決算状況でありまして、御存じのようにそれぞれ唯一の医療機関として診療と健診を主な業務として運営しております。そういう施設でございます。

事項別明細が19ページでございますが、歳入でございます。診療収入のうち、ちょうど中ほどでございますが、外来収入というのが5,000万7,552円という数字が上がっておりますが、診療収入でございますが、外来収入のうち68.2%の構成率収入のパーセントになっております。

それから、20ページの方にまで歳入がございますが、繰入金として、中ほどでございますが、他会計からの繰り入れが1,450万、それから事業勘定の方で繰り入れが800万4,000円と。

それから、諸収入で391万8,910円の雑入がありますが、これは根尾と本巢の決算剰余金がここで計上されております。

歳出の方では21ページになりますが、中ほどの医薬費の数字に不用額がたくさん出てきておりますが、特別に発生した病気がなく、医薬品とか消耗品見込みが少なかったということで不用額が上がってきております。

23ページの方に実質収支に関する調書でまとめておりますが、歳入総額8,421万4,000円、歳出が5,928万円、歳入歳出差引額2,493万4,000円と実質収支も2,493万4,000円となっております。

以上が国民健康保険特別会計の歳入歳出決算書でございました。

次に認定の第30号ですが、老人保健医療の特別会計でございます。

この制度は、国民の老後の健康保持と適切な医療の確保を図るために実施されておりますが、平成14年の10月に医療保険の制度改革が行われ、本人負担の引き上げによる一般低所得者の1割、一定以上の所得者の2割負担、受給対象年齢を70歳から75歳に引き上げなどが行われましたが、高齢化率の上昇、医療技術の向上などにより一時的に抑えられた医療も徐々にふえつつあるというのが今の現状でございますので、よろしく願いいたします。

4ページの方に事項別明細の歳入がございますが、支払基金の交付金、一番上でございますが、歳入の構成比で64%がこの支払基金の交付金でございます。

他会計からの繰り入れも9,000万円ございます。

諸収入も、5ページの方に入りますが、雑入で8,564万9,942円。4町村の決算剰余金がここに計上されております。

それから、6ページの方は歳出でございますが、歳出の2行目でございますが、款の医療諸費で不用額が3,793万7,264円上がってきております。歳出の構成比では97.7%が医療諸費でございますが、主に12月、1月、インフルエンザが2月、3月に鎮静したことに伴いまして、不用額が生じたという内容になっておりますので、よろしく願いしたいと思います。

7ページに実質収支に関する調書で、歳入総額は7億6,957万8,000円、歳出総額7億6,642万

2,000円、実質収支は 315万 6,000円のとりあえず黒字となっております。

それが老人保健でございました。

それから、31号の簡易水道特別会計歳入歳出決算書でございますが、簡易水道の方につきましては、15年度の事業につきましては旧本巢町と旧根尾村の発生した事業の支払いが主であります。総括を申し上げますと、本巢神海簡易水道整備事業は給水人口が 560人、1日最大給水量が 510立方メートルでありまして、旧根尾村の神所簡易水道整備事業は給水人口88人、1日最大給水量が 490立方メートルで、平成14年度からそれぞれ3 ヶ年で実施しておりますということが現状でございます。

それで、事項別明細の歳入が4ページに上がってきておりますが、それぞれ計上させていただいておりますが、そこで歳入の最後に諸収入、4ページから5ページにありますが、歳入の構成比として40%を占めておりますが、5ページの一番上になります。1億 7,239万 5,172円、これが本巢町の15年度の決算剰余金がここに計上されておりますし、下の市債、簡易水道債が1億 6,790万円、構成比では38.9%の二つで歳入を賄っている現状でございます。

それから、6ページは歳出でございますが、総務費から施設整備費、不用額が上がってきておりますが、不用額のうち新設改良費で委託料が 1,837万 5,000円上がっておりますが、実施設計の委託料が旧本巢町で支払ったためということで、ここで不用額が大きく上がってきております。

それから、7ページの方に諸支出金で、支出済額が1億 1,400万上がってきておりますが、根尾村の借入金の返済金でございますので、よろしく願いいたします。

それから8ページ、実質収支に関する調書で、歳入歳出それぞれ金額で差し引きしますと、実質収支額は 6,319万 4,000円という黒字となっておりますが、繰入金とか市債の占める割合が高くなっております。

以上が簡易水道でございます。

次に集落排水特別会計でございますが、集落排水事業で整備した下水処理施設は今6カ所ありまして、供用率は平均で71.4%となっております。今後も施設の適正管理及び利用の向上に努めてまいります。また新たに平成15年度で2地区が完成し、平成16年度から供用開始します。現在、2地区が事業中でありまして、管路の進捗率は平成15年度末で約36%となっております。

歳入の事項別明細でございますけれども、4ページの方に上げさせていただいております。中ほどでございますが、繰入金、一般会計の繰入金が1億 294万 3,000円。

それから、諸収入が雑入で旧本巢町と旧糸貫町の分がここで決算剰余金が計上されてきております。

市債も農業集落排水事業債が8億 1,180万円と上がってきております。

それから、5ページの方に歳出でございますが、不用額がそれぞれ上がってきております。

それから、歳出の方の7ページに諸支出金で借入金返済ということで、7ページの下の方ですが、支出済額 2億 1,685万 895円、旧真正町の借入金返済がここで支払われております。

実質収支は8ページでございますが、実質収支差引額は 431万 7,000円と黒字となっております。

が、繰入金や市債のウエートが大きくなっております。

最後になりましたが33号、公共下水道でございますが、公共下水道の総括を申し上げますと、特定環境保全公共下水道事業は2地区で実施しております。計画整備面積は本巢処理区で202ヘクタール、根尾の処理区が66ヘクタールで、平成15年度末のそれぞれの整備率は、本巢で29%、根尾で83%となっております。供用率は、根尾の中央浄化センターが53.3%、本巢浄化センターは平成16年度に一部供用を開始しますという状況になっております。

事項別明細で、4ページの歳入でございますが、使用料及び手数料でございます。収入未済額が少し上がっておりますが、4件分でございます。

それから、中ほどに諸収入の雑入がございますが、2,370万6,000円という数字、収入済額でございますが、旧本巢町の決算剰余金がここに上がってきております。

それから、5ページの方に歳出がございますが、歳出で総務費からありますが、中ほど下の施設整備費というところで、繰越明許が2,200万上がってきておりまして、不用額で3,580万50円と上がっておりますが、下水道事業団の変更契約による減でございますし、6ページの方に移りまして、諸支出金の借入金返済4,932万7,745円は、旧根尾村の借入金返済金でございます。

7ページの方に実質収支に関する調書で、歳入総額は8億3,034万円と歳出総額が7億2,399万6,000円、歳入歳出差引額1億634万4,000円ということで、繰越明許がそこで100万円上がってきておりますが、本巢処理区ですが、事業名が特定環境保全公共下水道の根幹的施設工事ということで、委託業務でございます。この一般財源の100万が繰越明許になっております。実質収支は1億534万4,000円ということで計上させていただいております。

以上が特別会計までの決算状況でございます。よろしくお願いいたします。

皆さんのところへは、そのほか事業報告書が附属の資料として配付させていただいておりますが、今決算書の中で、私は冒頭にいろいろ現在の状況をお話ししましたので、この事業報告の説明を省略させていただきますが、目を通していただければありがたいと思います。この事業報告はこの市役所の課別に中で事業報告をさせていただいておりますので、目を通していただければありがたいと思います。

えらく走りましたが、以上で決算の報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（白木 健君）

日程第20、認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから、日程第25、認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてまでの決算認定については、監査委員に監査をお願いしてありますので、決算監査の結果の報告を求めます。

代表監査委員 三田村晃司監査委員。

代表監査委員（三田村晃司君）

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成15年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を述べます。

平成15年度本巢市各会計歳入歳出決算審査意見。

第1．審査の概要。

1．審査の対象、各会計歳入歳出決算。

平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算、同国民健康保険特別会計歳入歳出決算、同老人保健医療特別会計歳入歳出決算、同簡易水道特別会計歳入歳出決算、同公共下水道特別会計歳入歳出決算、同農業集落排水特別会計歳入歳出決算

付属書類、平成15年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2．審査期間、平成16年10月13日から平成16年10月15日。

3．審査の手続。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたとその他の審査手続を実施しました。

第2．審査結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められました。

審査結果の詳細を述べるのが本位ではありますが、お手元の決算意見書をもちまして省略させていただきます。

結びといたしまして、当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ると、歳入41億 6,054万 1,000円、歳出33億 7,184万 7,000円で、形式収支7億 8,869万 4,000円の黒字、実質収支は4億 8,095万 5,000円の黒字となっています。しかし、平成16年2月1日に合併により、平成15年度の本巢市決算額は2月、3月分のみであり、単年度収支が確認できないため、必ずしも黒字とは言い切れないと考えます。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額では、歳入88億 2,899万 5,000円、歳出75億 1,044万 1,000円で、形式収支13億 1,851万 4,000円の黒字、実質収支10億 975万 5,000円の黒字となっています。しかし、これも単年度収支が確認できないため、一般会計歳入歳出決算と同様に、必ずしも黒字とは言い切れないと考えます。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率は80.5%と高く、財政が硬直化していることを示しています。財政力指数は0.642と、県内の他市と比較すると中位にあります。また、公債率は13.1%と高くなっている状況にあります。ちなみに歳入の構成を見ると、自主財源の割合はおおむね50%となっています。

一方、歳出の構成を見ると、経常的経費の割合が32.0%と高く、投資的経費の割合が12.3%と低

くなっています。これは新市における2ヵ月の決算であり、一概に諸事業の推進が図られていないことを示すものではありませんが、経常的経費の節減に努める必要があると考えられます。加えて、市債の当年度発行額が13億6,880万円、歳入構成比32.9%であり、市債の発行に当たっては、将来にわたる財政の健全性の確保に十分な配慮が望まれます。

前述のとおり、市税収入は歳入構成比20.7%、市税収入率は75.8%であり、景気の低迷に加え、当市の人口動向を見ても、今後多くの増収は期待できないものと考えられます。課税客体の的確な把握に基づいた賦課と徴収に一層の努力が望まれるところであります。

以上のように、財政調整基金は増加していますが、経常収支比率、市税の収入の状況、さらには市債現在高を考慮するとき、今後一層の諸経費を節減するとともに、施策の緊急度を的確に把握し、行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって、健全財政の維持を図ることが緊要であると考えられます。

以上、平成15年度本巢市各会計決算審査意見を述べさせていただきました。

平成16年12月6日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

議長（白木 健君）

ありがとうございました。

お諮りいたします。認定第28号は委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第28号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（白木 健君）

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、12月7日、8日は休会とし、12月9日午前9時から本会議を開会いたしますので、御参集ください。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

午後2時16分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員